

4 山日漁調指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年8月24日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱本 幾男

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

まきえ釣り漁業（長崎県において「かぶせ釣り」又は「まき落とし釣り」漁業と称するものに限る。）は営んではならない。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで